

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年2月23日
【事業年度】	第11期（自 平成15年12月1日 至 平成16年11月30日）
【会社名】	株式会社キャンドウ
【英訳名】	CAN DO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 城戸 博司
【本店の所在の場所】	東京都北区浮間三丁目3番2号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	03(5944)4111
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 武藤 真朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年2月25日に提出しました第11期（自平成15年12月1日至平成16年11月30日）の有価証券報告書における記載事項のうち、一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成16年2月3日取締役会決議

(訂正前)

	事業年度末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	4,000,000	4,000,000
新株予約権の数(個)	4,000	8,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,333	26,666
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000	150,000
新株予約権の行使期間	自平成16年3月8日 至平成20年5月16日	自平成16年3月8日 至平成20年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし。	該当なし。

(注記の記載は省略しております。)

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	4,000,000	4,000,000
新株予約権の数(個)	4,000	4,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,333	26,666
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000	150,000
新株予約権の行使期間	自平成16年3月8日 至平成20年5月16日	自平成16年3月8日 至平成20年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし。	該当なし。

(注記の記載は省略しております。)